

# 避難の手引き 〈地震編〉

## 避難所と避難場所 ～事前に確認しておきましょう～

### 避難所



#### 役割 ①

自宅が倒壊、焼失してしまった方や  
自宅での生活に危険が伴う方が、  
一時的に「生活をする場所」

#### 役割 ②

自宅で避難生活を送る在宅  
避難者が、「支援物資や情報  
を受け取る場所」

#### 【開設基準】

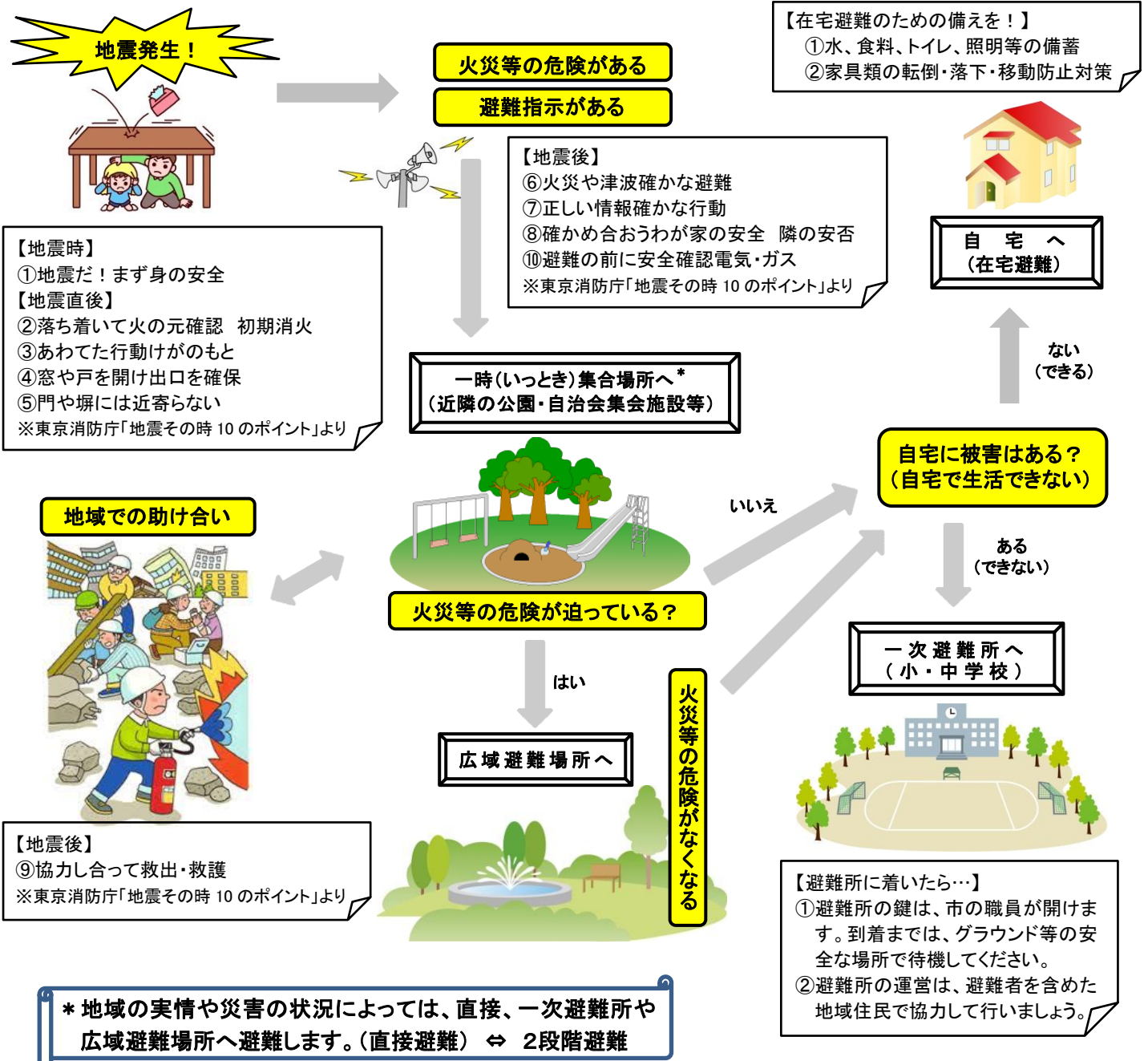
立川市では、市内で震度5強以上の地震が発生した場合、小中学校  
(旧多摩川小学校を含む。)30か所が一次避難所として開設されます。

### 避難場所



火災などから身を守るために一時的に「避難をする場所」です。  
(広域避難場所、近所の広い公園や農地など)

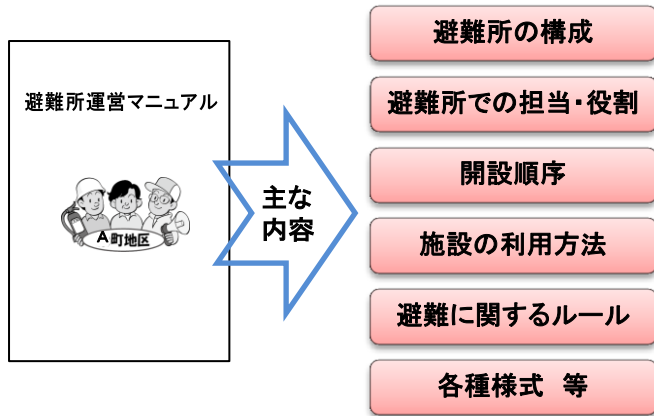
## 避難の流れ ～基本は、<sup>いっとき</sup>一時集合場所を経由した「2段階避難」です～



# 避難所の運営について〈地域住民・避難者編〉

## 避難所運営マニュアル

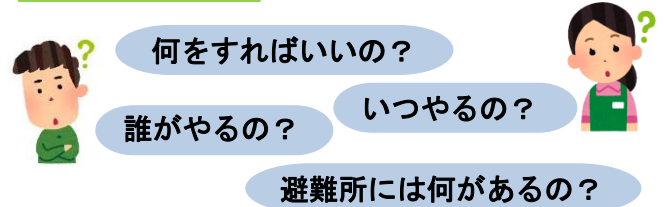
各一次避難所には、「避難所運営マニュアル」があります。避難時に活用してください。



## なぜ、マニュアルが必要？

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。

ところが…

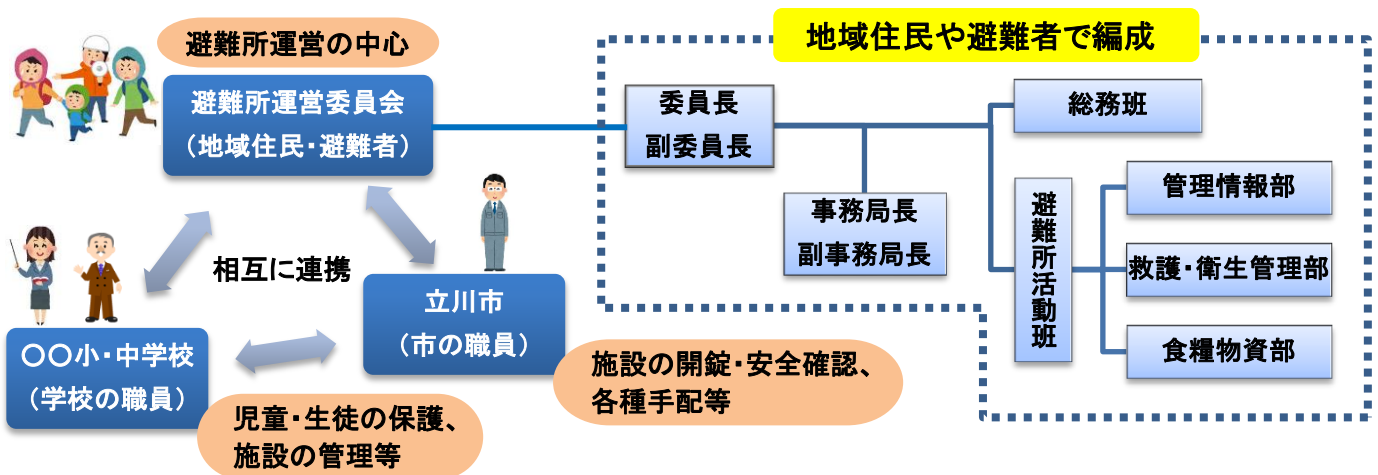


避難所の運営方法を熟知した人は少数…

そこで

**避難所運営マニュアル**

## 避難所の構成 ～それぞれに役割があります～



## 各班の主な役割・活動 ～避難所運営には、皆さんの協力が必要です～

